

要望等に対する回答について

(様式2)

要望年月日: 令和6年1月22日
 要望団体名: 岩手県鉄構工業協同組合

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※
1. 働き方改革について	<p>働き方改革へ向け、県土整備部所管工事については、原則全ての工事を週休2日工事として発注することとしており、土日や連休等のほか、降雨による休工日を見込んで設定しています。</p> <p>また、費用についても、国土交通省の積算基準に準じて適切に追加経費を計上しています。</p>	A
2. 入札制度について (1) 総合評価算定基準の評価項目における対象年限の延長について	<p>総合評価落札方式における工事成績評定点等の対象期間については、入札動向等を注視しながら、より良い制度となるよう適切に対応していきます。</p>	C
2. 入札制度について (2) 合併特例措置の見直しについて	<p>合併特例措置については、企業合併等の一般的な効果が得られること、また、下位等級及び合併前の営業所があった地域への参加を認めることにより、競争性が高まることを期待して、県営建設工事競争入札参加資格審査基準における総合点数の加算と入札参加機会の確保について、平成21年度に取扱要領を定めたものです。</p> <p>しかしながら、令和2年度に開催した建設業地域懇談会等において、業界団体から合併特例措置を見直すよう強い要望があり、これを受けて、県では、合併特例措置の影響を調査、分析し、国、他県等の合併特例措置と比較するなど、合併特例措置の課題を整理検討し、入札参加機会の確保のうち、等級別区分に関する特例措置について、令和3年6月に廃止しています。</p> <p>見直し等を含めた当該制度の在り方については、建設業団体の意見も伺いながら引き続き検討を進めていきます。</p>	C

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※
2. 入札制度について (3) 条件付一般競争入札 における地域要件の見直し について	総合評価落札方式における地域精通度については、品質の確保・向上に資するものとして設定していますが、入札動向等を注視しながら、より良い制度となるよう適切に対応していきます。	C
2. 入札制度について (4) 鋼橋上部工工事と鋼 橋補修工事の取り扱いにつ いて	鋼橋上部工の補修工事等の専門工事については、原則として分離発注を行うこととしており、引き続き各専門工事業者の受注機会の確保に努めていきます。(C) 自社工場の保有を評価の対象とすることについては、国や他県の動向を注視していきます。(C)	C : 2
2. 入札制度について (5) 機械(電気)設備保 守点検の関わる入札公告につ いて	県営建設工事の発注に当たっては、県内企業の育成、地域経済の活性化、雇用確保の観点から、県内企業で施工可能と認められる工事は県内企業への優先発注を原則としております。 条件付一般競争入札においては、十分な競争性が確保されることを前提に、工事場所の属する旧振興局の区域を基本に地域要件を設定して地元業者の受注機会の確保に配慮しているほか、会社の過去の施工実績等の条件を付して発注しています。 各工種の業者数の偏り等を勘案した地域要件の弾力的な運用については、発注業種により地域要件の設定に不均衡を生ずることとなり入札の公平性を確保する上で難しいと考えます。	C

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※
<p>2. 入札制度について （6）機械（電気）設備保守点検整備の一括発注について</p>	<p>県が管理する水門・陸閘等に関する機械設備及び電気設備の保守点検については、各施設管理者において保守点検業務を発注しており、自動閉鎖施設を管理する公所単位で一括発注しているところです。</p> <p>現在は単年度発注による業務委託となっておりますが、保守点検業務については、年間を通しての緊急時対応の必要性についても認識しているところです。</p> <p>地域ごとの一括発注、複数年発注については、施設を管理する上でのメリット・デメリットを勘案しながら引き続き検討していきます。（B：2）</p>	<p>B：2</p>
<p>2. 入札制度について （7）機械設備工事における配置技師の資格について</p>	<p>条件付一般競争入札における技術者の要件については、工事品質確保等の観点から、会社及び技術者の過去の施工経験等の必要な要件を付して発注しており、各工種の技術者に求める資格要件は、建設業法に従い対応しています。</p> <p>技術者に求める施工経験は入札動向を注視するとともに、業界団体及び発注部局等の意見を伺いながら対応していきます。</p>	<p>C</p>
<p>3. その他 （1）優良県営建設工事の表彰種別の見直しについて</p>	<p>優良県営建設工事表彰は、県内建設業者の施工技術の向上による公共工事の品質確保及び健全な元請下請関係の構築に資することを目的とし、昭和57年度から実施しています。</p> <p>努力している建設業者を適正に評価し、表彰することは、企業の士気向上やイメージアップにつながるるとともに、担い手の確保等を図る上で効果的であると認識しており、本年度から、より幅広い業種に受賞機会が与えられるよう、表彰区分の見直しを行い、「土木工事」、「土木系工事」、「建築工事」、「電気・通信設備工事」、「管設備ほか工事」の5区分としているところです。</p> <p>今後も、関係団体等の意見を伺うとともに、国や他県の事例を参考としながら、より良い表彰制度となるよう努めていきます。</p>	<p>C</p>

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※
<p>3. その他 (2) 大臣認定工場の活用 と適切なグレード指定につ いて</p>	<p>建築物の構造形式につきましては、用途、規模及び工事費等を総合的に勘 案し決定しており、今後も適切な構造形式を採用していきます(A)。なお、 鉄骨造を採用する場合は、特記仕様書において国土交通大臣の認定を受けた 鉄骨制作工場としています(A)。 大臣認定工場のグレードにつきましては、用途・規模等を踏まえて適切に 指定していきます(A)。</p>	<p>A : 3</p>

※ 「県政への反映区分」は別紙のとおり

「県政への反映区分」について

反映区分	記号	内 容
提言等の趣旨に沿って措置したもの	A	<p>(1) 質問・照会等の内容であり、その趣旨を満たしたもの</p> <p>(2) 意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満たしたもの</p> <p>(3) 市町村、団体等との連絡・調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満たしたもの</p> <p>(4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満たすもの</p> <p>(5) 当該年度中に完了しないが、事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）し、事業完了時に提言の趣旨を満たすもの</p> <p>(6) その他、上記に類するもの</p> <p>※この区分は、「措置済」、「完了」の区分とする。</p>
実現に向けて努力しているもの	B	<p>(1) 実現に向けて努力しているが、現段階で提言の趣旨を満たしていないもの （例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度・条例等の新設・改正等を要するもの ・予算措置（県単・国庫補助等）を要するもの ・市町村、団体等との連絡・調整等を要するもの <p>(2) 国等の事務事業に係るもので、実現に向けて、県として要望・提案を行うなどしているもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
当面は実現できないもの	C	<p>(1) 現時点では、実現することが難しいもの</p> <p>(2) 優先順位等を見極めながら、状況に応じて判断するため、現時点では見通しが立たないもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
実現が極めて困難なもの	D	<p>(1) 県の行政には馴染まないもの</p> <p>(2) 実現が極めて困難なもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
その他	S	反映区分の選択になじまないもの
	T	県民等からのお礼、感謝の類